

地域密着型サービス事業所 「ニチイケアセンター守谷」の指定更新について

介護保険法上、市町村長は、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとあります。(介護保険法第 78 条の 2 第 7 項、介護保険法第 115 条の 12 第 5 項)

これを受け当市は、守谷市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第 8 条において、地域密着型サービス（以下「サービス」という。）の指定、サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関し市長に対し意見を述べるため並びにサービスの質の確保及び運営評価その他市長がサービスの適正な運営のために必要であると判断した事項について協議するため、協議会にサービスの運営に関する委員会を置いております。

協議事項

現在守谷市で指定地域密着型サービス事業所に指定しております「ニチイケアセンター守谷」が、令和 3 年 9 月 30 日に指定有効期間満了となるため、株式会社ニチイ学館より令和 3 年 6 月 17 日付けで指定更新申請が提出されました。これに伴い「地域密着型サービスの運営に関する委員会」としての御意見をお願いいたします。

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 1 事業所名 | ニチイケアセンター守谷 |
| 2 事業所の所在地 | 茨城県守谷市薬師台五丁目 17 番地 8 |
| 3 サービスの種類 | 認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| 4 指定の更新日 | 令和 3 年 10 月 1 日 |
| 5 指定の有効期限 | 令和 9 年 9 月 30 日 |

- ・ 現行と同じく認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所として申請がありました。申請のあった「ニチイケアセンター守谷」は、2 ユニットで利用定員が 18 名です。書類審査及び現地確認（令和 3 年 6 月 24 日実施）を行い、指定基準に適合していることを確認しております。
- ・ 資料として、事業所概要を送付しております。

事業所概要

「ニチイケアセンター守谷」

- | | | |
|----|------------|----------------------------------|
| 1 | 申請者名 | 株式会社ニチイ学館 |
| 2 | 主たる事務所の所在地 | 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 |
| 3 | 法人代表者氏名 | 代表取締役 森 信介 |
| 4 | 事業所名 | ニチイケアセンター守谷 |
| 5 | 事業所の所在地 | 茨城県守谷市薬師台五丁目17番地8 |
| 6 | サービスの種類 | 認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| 7 | 指定年月日 | 令和3年10月1日 |
| 8 | 指定の有効期限 | 令和9年9月30日 |
| 9 | 共同生活住居数 | 2戸 |
| 10 | 利用者数 | 18人(1戸9人×2) |
| 11 | 従業者数 | 22人 |

12 事業の目的

要介護者及び要支援2であって認知症であるご入居者に対して、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにサービスを提供することを目的とする。

13 運営の方針

- (1) 本事業所は、認知症の方が可能な限り能力を發揮し、共同生活を行う場である。
- (2) ご入居者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができきるよう、ご入居者の心身の状況を踏まえ、適切にサービスを行うものとする。
- (3) ご入居者一人ひとりの人格及びプライバシーを尊重し、ご入居者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮してサービスを行う。
- (4) ご入居者の介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮してサービスを行う。
- (5) 本事業所は、サービスの実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者、地域住民及びそのボランティア活動等との連携協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。
- (6) ご入居者の生命または身体の保護のために緊急もしくはやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他のご入居者の行動制限を行わないものとする。
- (7) 自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の

者による評価または運営推進会議における評価を受けて、常にその改善を図るものとする。

- (8) ご入居者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従事者に対し，研修を実施する等の措置を講じる。
- (9) 認知症対応型共同生活介護及び予防認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては，介護保険法に規定する介護保険法等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努める。